

自動車リサイクル法

不法投棄等対策支援事業手引書

第5版

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター
再資源化支援部

はじめに	1
------	---

第1章 不法投棄等対策支援事業の概要

1 自動車リサイクル法とは	3
2 不法投棄等対策支援事業の概要	4
3 不法投棄等対策支援事業の対象	5
4 不法投棄等対策支援事業要綱	7
5 地方公共団体が行う手続きの流れ	10

第2章 事前相談

1 事業活用に関する相談	12
--------------	----

第3章 事業計画の策定

1 出えん要請の準備	14
2 事業計画の策定	14
3 「事業計画書」の作成	16
4 「事業計画額明細書」の作成	20
5 「出えん要請書」の作成・提出	22
6 「出えん予定額決定連絡書」の受領	24

第4章 出えん申請

1 出えん申請の準備	27
2 「事業完了報告書」の作成	28
3 「事業実績額明細書」の作成	32
4 「出えん申請書」の作成・提出	36

第5章 出えん金の受領と責務

1 出えん金の受領	39
2 責務	40

第6章 引取り・再資源化等の委託

1 引取り・再資源化等の委託	42
2 解体自動車等の撤去・引渡し	45
3 委託料金の支払い	46

おわりに

47

参考 申請書類サンプル

中小規模事案サンプル

1	出えん申請書	49
2	事業完了報告書	50
3	事業実績額明細書	51
4	公告	52
5	委託契約書	53

引取り・再資源化

1	事業計画書	55
2	事業計画額明細書	56
3	事業完了報告書	57
4	事業実績額明細書	58

不法投棄等対策支援事業(使用済自動車等に関して地方公共団体が措置命令により原因者の責任を追及等することを原則として代執行をおこなった場合に、その費用に対する出えんその他の協力を行う事業)は、自動車リサイクル法に基づき、公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下、センターという)が行う事業です。

「不法投棄等対策支援事業手引書」(以下、手引書という)は、事業の活用を希望する地方公共団体の実務者を対象に、事業計画の策定方法や留意点等を示し、手続きの内容を簡潔に説明しています。

具体的には、まず第1章で不法投棄等対策支援事業の基本的な内容の理解を図り、第2章で事前相談、第3章で事業計画の策定、第4章で出えん申請、第5章で出えん金の受領と地方公共団体の責務、第6章で引取り・再資源化等の委託について説明しています。

本手引書を通して「不法投棄等対策支援事業」に対する理解を深め、同事業を活用するための手続きが円滑に進められるよう、手元に置きご活用ください。

なお、本手引書は、不法投棄等対策支援事業要綱に記載の委員会の名称の変更に伴い、第5版として発行したものです。

第1章 不法投棄等対策支援事業の概要

第1章では、自動車リサイクル法及び不法投棄等対策支援事業の概要を説明します。

出えん要請の手続きを円滑に行えるよう、本事業の役割や仕組み等の基本的な内容を整理し、事業への理解を深めることを目的としています。

1. 自動車リサイクル法とは

自動車リサイクル法は、資源循環型社会の構築と環境保全を目的として、2002年に制定され、2005年1月に施行された使用済自動車の再資源化に関する法律です。

近年の最終処分場の逼迫により処理費用の高騰が問題となっている、自動車由来のシュレッダーダスト、新たな環境問題であるエアバッグ類、フロン類を適正かつ円滑に再資源化処理し、廃棄物の削減、資源の有効利用、不法投棄の防止、環境保全をより一層進めようとするものです。

<主な特徴>

- ・ 自動車メーカー・輸入業者がリサイクルの責任を果たす義務を負う
自動車メーカー・輸入業者が、自らが製造又は輸入した自動車の、指定3物品(フロン類、エアバッグ類、ASR)を引き取り、再資源化処理を実施
- ・ 関係者の役割を明確化
自動車所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者それぞれの役割を明確化し、自動車リサイクルシステムが最大限機能する仕組みを構築
関連事業者は、都道府県知事又は保健所設置市長の登録・許可制
- ・ リサイクル料金の前払い方式を採用
自動車所有者は、指定3物品の再資源化処理に必要な料金をリサイクル料金として前払い
- ・ 電子マニフェスト(移動報告)制度を導入
関連事業者は、使用済自動車等を処理したごとに、電子マニフェストにて移動報告を実施
- ・ 指定法人による制度運営
公的な業務を行うにあたり、国がセンターを指定

2. 不法投棄等対策支援事業の概要

不法投棄等対策支援事業は、使用済自動車等について処理基準に適合しない処理(野積みや不法投棄)が行われ、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、地方公共団体が講ずる支障の除去等の措置に係る費用に対し、出えんを行います。

自動車リサイクル法では、地方公共団体が講じる措置に係る費用を支援することを規定し、センターは法律に基づき、地方公共団体に対して出えんを行います。

<自動車リサイクル法>

第106条

指定再資源化機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

四 使用済自動車、解体自動車若しくは特定再資源化等物品又はこれらの処理に伴って生じた廃棄物が不適正に処分された場合において、廃棄物処理法第19条の7第1項又は第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力を行うこと。

五 前号に規定する場合において、廃棄物処理法第19条の7第1項又は19条の8第1項の規定により地方公共団体の長が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施すること。

3. 不法投棄等対策支援事業の対象

1) 不法投棄対策支援事業(第106条 4号)

(1) 出えん先

- ・ 地方公共団体(都道府県又は市町村)

(2) 対象となる費用

地方公共団体が行う支障の除去等の措置に掛かる以下の費用

- ・ 仮設工事費、運搬費、借上料、機械器具修繕費、燃料費等、撤去費
- ・ 撤去後の処理に必要な費用(使用済自動車の場合、リサイクル料金の預託が必要なものは、これも含む)

※ 本手引書では「撤去」とは、原則不法投棄等の現場から処理施設までの運搬を指し、「処理」とは処理施設以降の再資源化等を指す

※ 実施に至るまでの事前調査、処理計画の策定等に要する費用は、出えん対象外

(3) 対象となる物品

- ・ 使用済自動車
- ・ 解体自動車(廃車ガラ)
- ・ 特定再資源化等物品……フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダスト
- ・ これらの処理に伴って生じた廃棄物(タイヤ、廃油、廃液等)

(4) 出えんの割合

- ・ 対象となる費用の総額の10分の8を上限とする

(5) 出えんの条件

- ・ 原因者等に対し費用を求償すること
- ・ 未然防止対策を実施していること

2) 引取り・再資源化等業務(第106条 5号)

(1) 委託元

- ・ 地方公共団体

(2) 対象となる業務

地方公共団体が行う使用済自動車等の支障の除去等の措置（4号業務）を実施するにあたり、再資源化等行為について委託先が見つからない場合、地方公共団体とセンターが委託契約を締結のうえ、撤去された解体自動車等の再資源化等を行う

(3) 対象となる物品

- ・ 解体自動車（廃車ガラ）
- ・ 特定再資源化等物品・・・フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダスト

※使用済自動車にあたるものについては、正規のリサイクルルート（引取業者）に引き渡されることとなるため、引取り・再資源化等業務の対象外

4. 不法投棄等対策支援事業要綱

(通則)

第1条 不法投棄等対策支援事業については、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号。以下「法」という。)、関係政省令、公益財団法人自動車リサイクル促進センター定款、再資源化等業務規程及び資金管理業務規程の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、法第 106 条第 4 号の規定に基づき、使用済自動車、解体自動車若しくは特定再資源化等物品又はこれらの処理に伴って生じた廃棄物(以下「使用済自動車等」という。)が不適正に処分された場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)第 19 条の 7 第 1 項又は第 19 条の 8 第 1 項の規定による支障の除去等の措置(以下「措置」という。)を講ずる地方公共団体に対し、公益財団法人自動車リサイクル促進センター再資源化支援部(以下「再資源化支援部」という。)が出えんその他の協力を行い、若しくは、法第 106 条 5 号の規定に基づき、地方公共団体が撤去した解体自動車等を再資源化支援部が引取り、再資源化等に必要な行為を実施することにより、適正な処理を促進することを目的とする。

(出えんの対象)

第3条 再資源化支援部が行う出えんの対象は、次の費用とする。

- (1) 使用済自動車等を撤去するための仮設工事費、運搬費、借上料、機械器具修繕費、燃料費等の費用
 - (2) 撤去された使用済自動車等の再資源化等の費用
- 2 地方公共団体によって、使用済自動車等の不適正処分が生じないよう未然防止対策を実施していることを条件とする。

(出えん額)

第4条 再資源化支援部が行う出えんの額は、対象となる費用の総額の 10 分の 8 を上限とする。

(出えん要請書の提出)

第5条 出えんを受けようとする地方公共団体は、事業計画を立案し、不法投棄等対策支援事業出えん要請書(以下「出えん要請書」という。)を再資源化支援部に提出する。

- 2 地方公共団体が出えん要請書を提出するにあたっては、事業計画書及びその別表である事業計画額明細書を添付する。
- 3 地方公共団体は、出えん要請書提出後に事業を中止又は取り消そうとする場合、事業が予定の期間内に完了しない場合、若しくは事業の遂行が困難となった場合は、速やかに再資源化支援部に報告する。事業計画を大きく変更した場合は、必要に応じ、出えん要請書を変更し提出する。
- 4 使用済自動車若しくは解体自動車が 1 事案あたり 100 台未満の事案に対し措置を講ずる地方公共団体においては、第1項の規定にかかわらず、出えん要請書の提出を必要としない。

(出えん予定)

第6条 再資源化支援部は、地方公共団体から提出を受けた出えん要請書の内容を調査確認のうえ、再資源化等支援検討会及び資金管理業務諮問委員会の調査審議に附し、出えん予定額を決定する。

2 再資源化支援部は、出えん予定額決定後、地方公共団体に対して不法投棄等対策支援事業出えん予定額決定連絡書を送付する。

(出えん申請)

第7条 地方公共団体は、事業完了後、不法投棄等対策支援事業出えん申請書(以下「出えん申請書」という。)を、再資源化支援部に提出する。

2 地方公共団体が出えん申請書を提出するにあたっては、事業完了報告書及びその別表である事業実績額明細書を添付する。

3 地方公共団体は、措置に要する期間が複数年にわたる場合、年度毎にその完了分の出えん金の支払を申請することができる。その場合、地方公共団体は、実施年度3月末日までの完了分について出えん申請書を翌年度4月20日までに再資源化支援部に提出する。

4 使用済自動車若しくは解体自動車が1事案あたり100台未満の事案に対し措置を講じた地方公共団体は、3月末日までに完了した事業について取りまとめのうえ、出えん申請書を翌年度4月20日までに再資源化支援部に提出する。

(出えんの決定及び支払い)

第8条 再資源化支援部は、地方公共団体から提出を受けた出えん申請書の内容を調査確認のうえ出えん額を決定する。

2 再資源化支援部は、出えん額決定後速やかに、不法投棄等対策支援事業出えん額決定連絡書を地方公共団体に送付する。

3 再資源化支援部は、原則として出えん申請書の受領月の翌月末日までに、出えん金を地方公共団体が指定する口座に振込む。

(書類等の保存)

第9条 地方公共団体は、事業に係る書類、証憑を事業完了後5年間保存しなければならない。

(出えん金の返還)

第10条 地方公共団体は、費用求償により撤去等の措置に要した費用を原因者等から徴収した場合は、再資源化支援部に報告し、出えん金を出えんの比率に応じて返還する。

(出えんの取消し)

第11条 再資源化支援部は、地方公共団体が次に掲げる事項に該当したときは、出えん予定の取消し又は出えん金の返還を求める。

- (1) 事業計画の内容に則して措置が実施されなかったとき
- (2) 出えん金を出えんの対象となる事業以外の用途に使用したとき
- (3) 偽り又は不正の方法により出えん申請を行ったとき

(引取り・再資源化等の委託)

第12条 引取り・再資源化等を委託する地方公共団体は、引取り・再資源化等見積依頼書を再資源化支援部に提出する。

2 再資源化支援部は、引取り・再資源化等に係る費用の見積りを行い、引取り・再資源化等見積額通知書を地方公共団体に送付する。

3 地方公共団体は、引取り・再資源化等見積額通知書を受領後、再資源化支援部と引取り・再資源化等に係る委託契約を締結する。

(引取り・再資源化等の実施)

第13条 引取り・再資源化等を委託した地方公共団体は、解体自動車等を撤去のうえ、再資源化支援部に引き渡す。

2 再資源化支援部は、解体自動車等を引取り、再資源化等を実施する。

3 再資源化支援部は、再資源化等の完了後、引取り・再資源化等委託料金請求書(以下「委託料金請求書」とする。)により委託料金を請求する。

(委託料金の支払い)

第14条 引取り・再資源化等を委託した地方公共団体は、委託料金請求書を受領後、受領月の翌月末日までに再資源化支援部が指定する口座に委託料金を振込む。

(状況報告・調査等)

第15条 再資源化支援部は、地方公共団体に対して事業の遂行状況その他の必要な事項について報告を求め又は調査を行うことができる。

2 地方公共団体は、対象事業に係る書類、証憑を備え、求めに応じて提示しなければならない。

(その他の協力)

第16条 再資源化支援部は、地方公共団体の求めに応じ、情報提供、事業に関する説明、助言等の協力を行う。

(責任の所在)

第17条 出えんを受けた対象事業の遂行及び結果に関しては、これを実施する地方公共団体において責任を負うものとする。

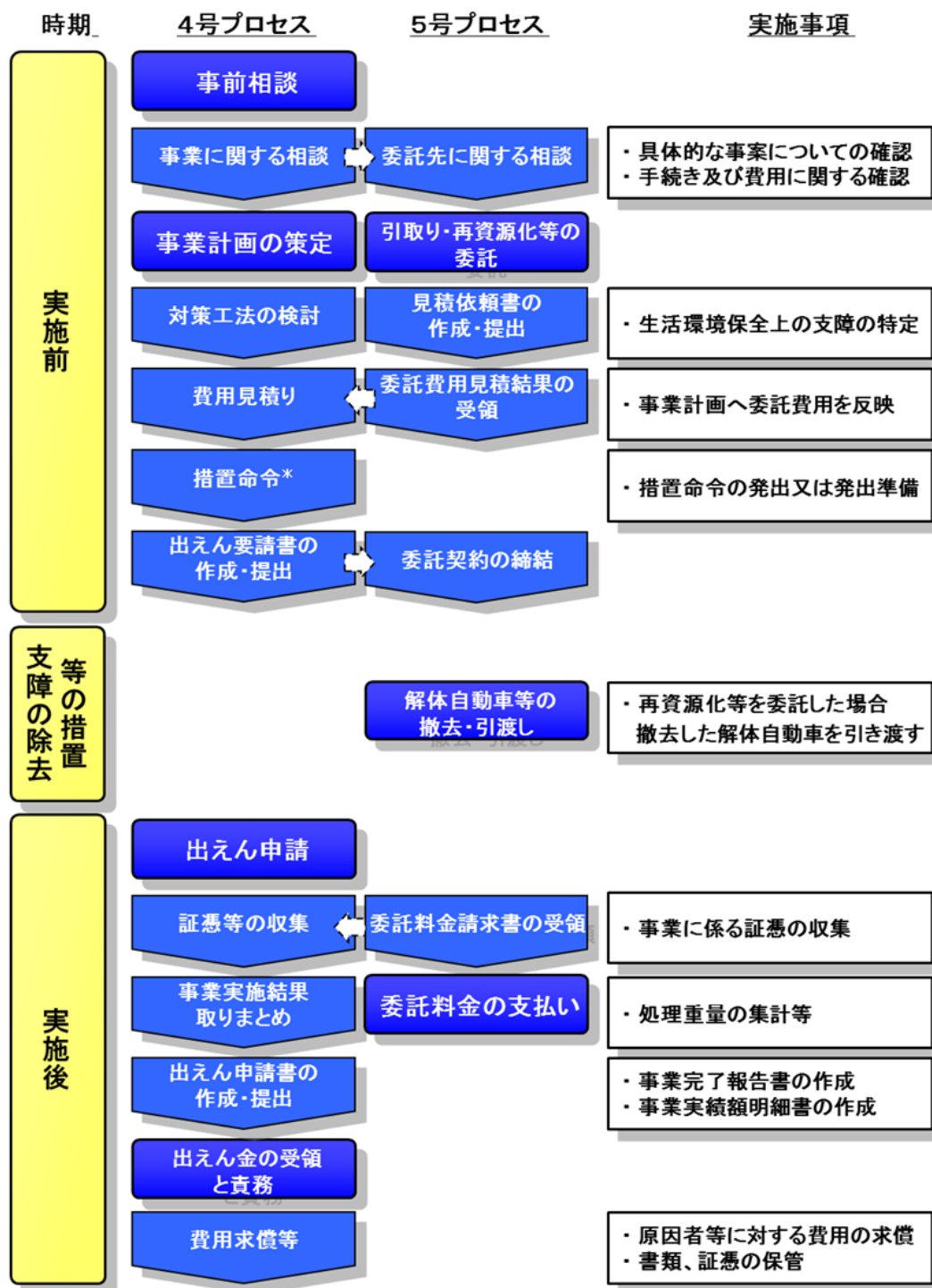
(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、不法投棄等対策支援事業に関し必要な事項は、再資源化支援部が別に定める。

5. 地方公共団体が行う手続きの流れ

地方公共団体が行う手続きは下図のとおりです。

詳しくは、第2章で「事前相談」、第3章で「事業計画の策定」、第4章で「出えん申請」、第5章で「出えん金の受領と責務」、第6章で「引取り・再資源化等の委託」を説明します。



*緊急時は、措置命令を発出しない場合もある。

第2章 事前相談

第2章では、事前相談について説明します。
センターでは、事業に関する不明点をはじめ事業活用に関する相談を受付けます。

1. 事業活用に関する相談

地方公共団体が出えんを受けるためには、出えん要請書の提出が必要となります。その前段で事業の活用を検討するにあたり、事業に関する説明・確認が必要な場合は、事前の相談を受けています。

また、具体的な事案については、事案概要を取りまとめのうえ、相談ください。センターでは、事案概要を基に出えんの要件を満たしているかを判断し、結果を連絡します。

1) 事案概要の取りまとめ

事案概要として以下を取りまとめます。

- ①どこに・どのような廃棄物が・どれくらい・どのような状態で不法投棄されているか
- ②投棄現場及び周辺の様子（写真）
- ③事案の経緯

2) 実施スケジュール

事業実施までのスケジュールが固まっていれば、相談時にご提示ください。
緊急に対応が必要な場合は、把握できる範囲の情報を収集し、相談ください。

3) A S RとS Rの混合不法投棄事案について

自動車由来の廃棄物とその他の廃棄物が混在する場合（例：家電と使用済自動車等の不法投棄）は、他関連制度との併用が可能です。

ただし、各制度を運営する事務局に申請要件等を確認いただく必要があります。

4) A S Rの不法投棄事案における対象物品の重量推計について

調査結果、測量等から対象物の重量を推計します。

なお、対象物品が地中に埋設された事案は、概算値で計画します。

5) 引取り・再資源化等の委託先について

不法投棄対策支援事業（4号業務）の活用を計画する地方公共団体において、撤去後の解体自動車等の再資源化等委託先の選定が困難な場合はセンターに相談ください。

センターは、地方公共団体と引取り・再資源化等の委託契約を締結のうえ、引取り・再資源化等を有償にて行います。詳しくは、第6章を参照ください。

第3章 事業計画の策定

第3章では、事業計画策定時の留意事項、出えん要請書及び事業計画書の作成について説明します。

100台未満の中小規模事案については、出えん要請書及び事業計画書の提出が不要です。

第4章へお進みください。



1. 出えん要請の準備

1) 事案経緯の整理

事案の覚知から出えん要請に至るまでの経緯を原因者等の事業内容、事案概要、原因者に対する指導、原因者の動静、関係者との連携を含め整理します。

2) 生活環境保全上の支障、又は支障のおそれの特定

環境調査等により、事案における生活環境保全上の支障、又は支障のおそれを特定します。

3) 100台未満の中小規模事案について

使用済自動車・解体自動車が1事案あたり100台未満の事案については、事業計画の策定、出えん要請書の提出は不要です。

2. 事業計画の策定

1) 撤去数量の推計

過去の指導履歴等から現場に投棄、又は不適正保管された使用済自動車及び解体自動車を含む自動車由来の廃棄物の量を推計します。推計が困難な場合には、測量等により数量（重量）を推計します。

なお、本支援事業は、撤去した数量実績に対し出えんします。

2) 対策工法の決定

支障の除去等の措置を実施するための対策工法（撤去、再資源化、その他処理）を設計します。なお、使用済自動車については、自動車リサイクル法に基づく処理をお願いします。



3) 処理方法概要図等の作成

対策工法を工程毎に切り分け概要図やフロー図に図面化します。
現場からの撤去、必要に応じて保管・中間処理（再資源化）を考慮のうえ、最終処分までの処理工程を整理します。

4) 法令面の確認

概要図にて整理した各処理工程について、法令上問題がないことを確認します。
廃棄物処理法、自動車リサイクル法、地方公共団体の条例等規定に照らし確認します。

5) 事業計画に基づく事業費の積算

全体計画を作業項目毎に分類し、各工程の単価を決定のうえ、推計した処理量を乗じ、事業費を積算します。

積算単価は、複数社より見積りを取り決定し、見積比較表を作成します。

併せて、単価調書を作成します。

作成した見積比較表、単価調書は事業計画額明細書の添付資料となります。

各工程について、処理概要図等を用いながら積算した費用を確認し、費用の抜け漏れがないことを確認します。

なお、処理に含まれる金属等は、資源市況によっては請負者が買い取る場合があります。

6) スケジュール案策定

事業計画の検討に入った時点で、以下の項目を勘案し事業実施に向けたスケジュールを策定します。

- ・ 事業予算の議会承認時期
- ・ 出えん要請書提出時期
- ・ 措置命令発出時期（措置命令を発出しない場合は不要）
- ・ 業者選定期期
- ・ 事業開始予定時期
- ・ 完了予定時期
- ・ 出えん申請予定時期

出えん要請の準備

事業計画の策定

事業計画書の作成

事業計画額明細書の作成

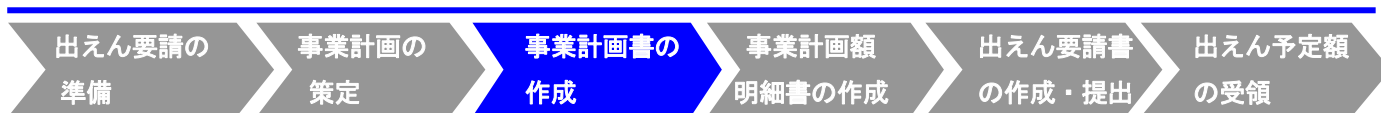
出えん要請書の作成

出えん予定額の受領

3. 「事業計画書」の作成

<記入例>

事業計画書	
1. 事案概要	
1) 不法投棄等の場所	〇〇区□△町1-2-3
2) 不法投棄等の時期	発生時期 2005年 10月 判明時期 2005年 12月
3) 投棄等実行者	車山 積男(リサイクル市山川町1-2-3)
4) 措置命令対象者	同上
5) 投棄された使用済自動車等の種類及び量	
使用済自動車	100台
解体自動車	150台
特定再資源化等物品	
フロン	0Kg
エアバッグ	0個
ASR	20t
その他の自動車由来の廃棄物	10t
投棄面積及び高さ	面積: 625m ² 、高さ5m
6) 生活環境の保全上の支障、又は支障が生じるおそれの状況 使用済自動車等が不適正に処分されたことにより、当該廃棄物から廃油、廃液が流出し、地下水及び地域河川が汚染される恐れがある。また、不適正に積み上げられた使用済自動車が劣化や地震等により崩落する恐れがある。	
7) 出えん要請に至った経緯 リサイクル市は、2005年に事案を覚知した後、原因者に対し再三に亘り不適正処分に対する指導を実施したが、改善の措置がなされなかった。当該廃棄物が放置・処分されることにより、生活環境が保全されない恐れがあり、投棄実行者が適正処理を履行する意志が全くないと判断し、投棄実行者に対し措置命令を発出したが、期限までに履行されなかったため、出えん要請を行うこととした。	
8) 措置命令又は公告	
措置命令発出日	2012年 6月 5日
措置の内容	使用済自動車及び解体自動車等の撤去・適正処理
履行期限	2012年 9月 5日
命令履行状況	資力も撤去する意思もなく、命令を履行する能力はない
公告時期(予定時期)	_____年 _____月 _____日



<目的>

- ・ 使用済自動車等の支障の除去等の措置をとりまとめ、事業計画書を作成する

<提出方法>

- ・ 不法投棄等対策支援事業出えん要請書に添付する

<その他留意点>

- ・ 複数年に亘る事業についての計画は、センターへ事前に相談する

<項目説明>

1. 事案概要

- 1) 不法投棄等の場所 . . . 不法投棄等がされた住所を記載
- 2) 不法投棄等の時期 . . . 発生時期と判明時期を記載
- 3) 投棄等実行者 . . . 実行者が特定されている場合に記載
- 4) 措置命令対象者 . . . 措置命令を発出しない場合は、記載不要
- 5) 投棄された使用済自動車等の種類及び量 . . . 使用済自動車、解体自動車、特定再資源化等物品、その他自動車由来の廃棄物の量を記載併せて、投棄面積及び高さについても記載
- 6) 生活環境保全上の支障、又は支障が生じるおそれの状況 . . . 生活環境保全上の支障の状況を記載
- 7) 出えん要請に至った経緯 . . . 事案の覚知から出えん要請に至るまでの指導経緯を記載
- 8) 措置命令又は公告 . . . 発出日、命令内容、履行期限、履行状況を記載原因者不明の場合は、公告時期を記載措置命令を発出しない場合は、記載不要

<計画に変更があった場合>

- ・ センターでは、事業計画に追加・変更があった場合、その内容及び理由を確認します（事業計画書の再提出をお願いする場合があります）
- ・ 事業計画を追加・変更する場合は、センターに相談ください



2. 計画概要

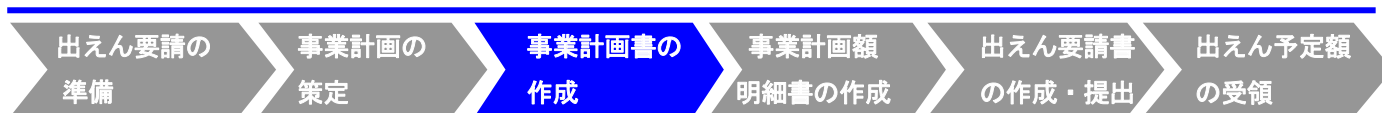
1) 請じようとする措置の内容	
<p>[根拠法令] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8第1項の規定に基づき、以下の措置を講ずる。</p> <p>[撤去方法] 現場は、道幅の狭い林道の奥にある土地であることから、運搬車両及び撤去のための重機が進入できるよう、進入路を整備したうえで、車両運搬車にて現場より撤去する。 撤去に際し、現場にて対象物の分別が可能であるため、使用済自動車、解体自動車、指定再資源化等物品、自動車由来の廃棄物に分別したうえで、撤去する。</p> <p>[処理方法] 使用済自動車(丸車) : 市内の自動車リサイクル法に基づく登録・許可業者にて、処理を実施。 解体自動車(廃車ガラ) : 産廃マニフェストを発行のうえ、廃棄物処理法の許可業者(破砕施設)にて、破砕後、磁力選別を行い、有価金属を回収。その他については、管理型最終処分場に搬入し、埋め立て処分する。 (一部は、固形燃料に加工できる施設へ処理を委託し燃料化) 自動車由来の廃棄物 : タイヤについては、タイヤ破砕の許可業者にて破砕後、タイヤチップとして売却する。</p>	
2) 実施予定時期	着手予定 2013年 5月 完了予定 2013年 7月
3) 再発防止策	
現場については、車両の進入を防止する仮設柵を設置する。 類似の事案の発生を防止するため、自動車関連業者への監視・指導の強化、不法投棄・放置車両に対する監視・指導を強化する。 不法投棄・放置車両に関する通報窓口を設置する。	

3. 出えん要請額

1) 事業計画額(税込)	15,000,000円
2) 出えん要請額(税込)	12,000,000円

4. 担当部署

部署名	廃棄物指導課		
責任者名(役職)	山田 太郎	役職名	課長
担当者名(役職)	田中 次郎	役職名	主事
住所	〒000-0000 リサイクル市中央1-1-1		
電話番号	000-123-5678		
E-mail アドレス	xxx@recyclecity.xx.jp		



<項目説明>

2. 計画概要

1) 講じようとする措置の内容

・・・ 根拠法令、撤去方法、処理方法（対象物品毎）を記載

2) 実施予定時期

・・・ 着手予定時期と完了予定時期を記載

3) 再発防止策

・・・ 当該事案現場における再発防止策及び地方公共団体内で取り組む再発防止策（未然防止策）を記載

3. 出えん要請額

1) 事業計画額

・・・ 出えんの対象となる事業の総額を記載

2) 出えん要請額

・・・ 事業計画額の8割を上限として記載

4. 担当部署

・・・ 本事業の担当部署、連絡先を記載

<添付資料>

記載内容の詳細を示す次の資料（書式は任意）を添付する

1) 経緯書

2) 措置命令書（写し）、措置命令を発出しない場合は不要

3) 位置図

4) 現場写真

5) 廃棄物量の推移（投棄された廃棄物量の推移を示すもの）

<解体自動車及び3物品の引取り・再資源化等をセンターに委託する場合>

事業計画書の記入例を巻末に記載しています。55ページ参照

出えん要請の
準備

事業計画の
策定

事業計画書の
作成

事業計画額
明細書の作成

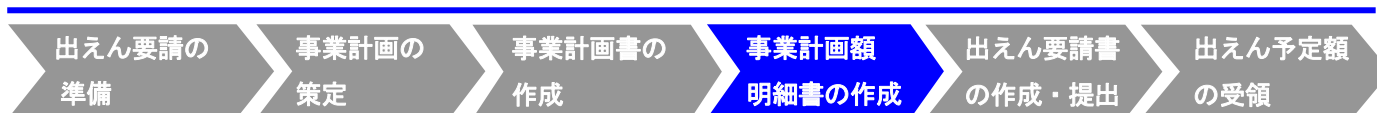
出えん要請書
の作成・提出

出えん予定額
の受領

4. 「事業計画額明細書」の作成

<記入例>

別表						
事業計画額明細書						
1. 費用区分	対象類別	単位	数量	単価(円)	金額(円)	備考
撤去費 計画準備費	タイヤショベル	日	50	60,000	3,000,000	見積比較表、単価調書より 2台×25日
	油圧ショベル	日	50	50,000	80,000	2台×25日
	重機往復運搬費	台	2	40,000	500,000	トレーラー
	仮設資材費	式	1	500,000	1,110,000	現場事務所等
	現場管理費	式	1	1,110,000	1,500,000	交通整理・警備
	仮設道路整備費	式	1	1,500,000		
	小計					8,690,000
処理費	廃自動車運搬費	台	25	50,000	1,250,000	見積比較表、単価調書より 10台/回×25
	移動式クレーン車	回	3	60,000	180,000	
	大中型バス運搬費	台	3	50,000	150,000	トレーラー
	自動車積込費	式	1	200,000	200,000	250台(200t)
	丸車引取費	台	97	▲12,000	▲1,164,000	金属売却
	バス引取費	台	3	▲80,000	▲240,000	金属売却
	廃車ガラ処理費	台	150	5,000	750,000	
	タイヤ処理費	式	1	620,000	620,000	
	リサイクル料金(丸車)	台	97	12,000	1,164,000	預託金平均値
	リサイクル料金(バス)	台	3	40,000	120,000	預託金平均値
	廃プラスチック処理費	式	1	930,000	930,000	
	後片付け工	式	1	600,000	600,000	
	小計					4,560,000
その他	諸経費	式	1	1,000,000	1,000,000	
	消費税				750,000	
	小計				1,750,000	
2. 事業計画額					15,000,000	



<目的>

- ・ 事業計画書の別表として、事業計画額の内訳を、費用区分、対象類別毎に整理する

<提出方法>

- ・ 事業計画書に添付する

<その他留意点>

- ・ 1枚に収まらない場合は、複数枚に記載する

<項目説明>

- | | | |
|----------|-----|--------------------------------|
| 1. 費用区分 | ・・・ | 撤去費、処理費、その他に分類し、以下の項目を記載 |
| 1) 対象類別 | ・・・ | 作業単位別に費用を記載 |
| 2) 単位 | ・・・ | 対象類別の単位を記載 |
| 3) 数量 | ・・・ | 必要数量を記載 |
| 4) 単価 | ・・・ | 単位毎の単価を記載
(見積比較表、単価調書等から転記) |
| 5) 金額 | ・・・ | 数量×単価を記載 |
| 6) 備考 | ・・・ | 転記元や算出根拠等を記載 |
| 2. 事業計画額 | ・・・ | 金額欄の合計値を記載 |

<添付資料>

記載内容の詳細を示す資料（書式は任意）を添付する

- 1) 積算表
- 2) 見積比較表
- 3) 単価調書
- 4) 公共工事積算基準単価表

<解体自動車及び3物品の引取り・再資源化等をセンターに委託する場合>

事業計画額明細書の記入例を巻末に記載しています。56ページ参照

出えん要請の
準備

事業計画の
策定

事業計画書の
作成

事業計画額
明細書の作成

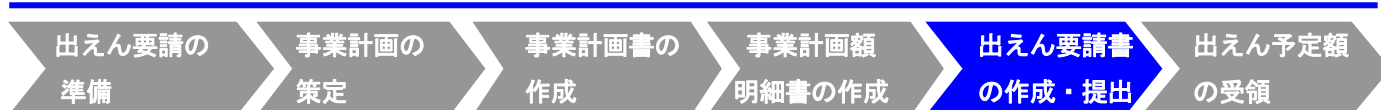
出えん要請書
の作成・提出

出えん予定額
の受領

5. 「不法投棄等対策支援事業出えん要請書」の作成・提出

<記入例>

	2012年12月1日
公益財団法人自動車リサイクル促進センター 再資源化支援部 御中	
	リサイクル市長 促進 太郎 印
不法投棄等対策支援事業出えん要請書	
不法投棄等対策支援事業要綱第5条の規定により、「〇〇地区使用済自動車等不法投棄事案」の 出えんを要請します。	
不法投棄等対策支援事業出えん要請額 : <u>12,000,000円(税込)</u>	
	以上



<目的>

- ・ 事業計画を基に出えん要請書として取りまとめ、提出する

<項目説明>

1. 事案名 . . . 事案名を記載
2. 出えん要請額 . . . 事業計画書
3. (2) 出えん要請額を転記

<提出期限>

- ・ 出えんを希望する前年度12月末まで
- ・ 緊急に対応が必要となる事案については、センターへ事前に相談ください

<その他>

- ・ 複数年に亘る事業についての計画は、センターへ事前に相談ください

<留意事項>

通常、センターでは出えん要請書を受領後、内容を確認のうえ、再資源化等支援検討会、資金管理業務諮問委員会に事業計画を上程します

審議には、最短で1～2ヶ月程度の時間を要しますので、余裕を持って出えん要請書を提出ください

出えん要請の
準備

事業計画
の策定

事業計画書
の作成

事業計画額
明細書の作成

出えん要請書
の作成・提出

出えん予定額
の受領

6. 出えん予定額決定連絡書の受領

再資源化等支援検討会および資金管理業務諮問委員会にて出えんが承認されると、センターは「不法投棄等対策支援事業出えん予定額決定連絡書」を、出えん要請を行った地方公共団体に送付します。

「不法投棄等対策支援事業出えん予定額決定連絡書」を受領した地方公共団体は、出えん予定額を確認のうえ支障の除去等の措置に向けた準備を進めます。

<不法投棄等対策支援事業出えん予定額決定連絡書>

2013年 2月 20日
リサイクル市長 促進 太郎 様
公益財団法人自動車リサイクル促進センター 再資源化支援部 印
不法投棄等対策支援事業出えん予定額決定連絡書
「〇〇地区使用済自動車等不法投棄事業」の出えんについては、以下のように決定いたしましたので、不法投棄等対策支援事業要綱第6条の規定により通知します。
不法投棄等対策支援事業出えん予定額 : <u>12,000,000円(税込)</u>
以上



第4章 出えん申請

第4章では、事業完了後センターへ提出する「事業完了報告書」「事業実績額明細書」「出えん申請書」の作成等、出えん申請業務について説明します。

出えん申請の
準備事業完了報告書の
作成事業実績額明細書
の作成出えん申請書の
作成・提出

1. 出えん申請の準備

1) 事業に係る証憑等の収集

本支援事業は、対象物の処理量（実績）に応じて、処理にかかった費用を支払います。そのため、撤去量と費用を明確にできる証憑を処理委託先から収集し、集計します。

また、最終処分が行われたことを証明する産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票、自動車リサイクル法の電子マニフェスト（リサイクル券B券）を収集する必要があります。

- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票写し
撤去した産業廃棄物（解体事業者等）の排出者、事業場、種類別の量、運搬、処分受託者、最終処分場を確認するもの
- ・リサイクル券B券写し
使用済自動車が適正処理されたことを証明するもの

また、対策工事に掛かった費用の証憑として以下を準備・収集します。

- ・契約書写し
- ・事業に係る領収書

2) 証憑の取りまとめ

収集した証憑を取りまとめ、総処理量を集計します。

それらを基に以下の書類（書式は任意）を準備します。

- ・精算表
- ・撤去車両一覧表（車台番号、リサイクル券番号、リサイクル料金等の一覧）
- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）処理重量集計一覧表
- ・契約関係書類（写し）

3) その他添付書類の作成

- ・現場写真（完了後の現場を、事業計画書に添付した写真と同じアングルで撮影します）
※100台未満の中小規模事案は、撤去時に、撤去前後の現場を撮影します

出えん申請の
準備事業完了報告書の
作成事業実績額明細書
の作成出えん申請書の
作成・提出

2. 「事業完了報告書」の作成

<記入例1:100台以上の事案>

事業完了報告書	
1. 実施概要	
1) 不法投棄等の場所	〇〇区〇〇町1-2-3
2) 撤去・処理した使用済自動車等の種類及び量	
使用済自動車	100台
解体自動車	150台
特定再資源化等物品	
フロン	0Kg
エアバック	0個
ASR	18t
その他の自動車由来の廃棄物	10t
3) 講じた措置の内容	
[根拠法令] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8第1項の規定に基づき、以下の措置を講じた。	
[撤去方法] 仮設道路を敷設し、現場までの搬路を確保。 現場にて使用済自動車、解体自動車、指定再資源化等物品、その他自動車由来の廃棄物に分別し、運搬車にて現場より撤去した。解体自動車については、現場にて重機により圧縮し、減容化を図ったうえで搬出した。この際、使用済自動車を除いては、搬出時に産業廃棄物管理表を交付し、搬出した。	
[再資源化等処理方法] 使用済自動車については、自動車リサイクル法登録・許可業者にて、廃車時預託手続きを実施し、自動車リサイクル法により適正に処理を実施した。 解体自動車については、破砕処理を実施し、有価部分と無価部分を分別し処理した。 使用済自動車、解体自動車とも市内の破砕業者に有価売却した。 タイヤについては、中間処理施設にて破砕処理し、製紙会社が燃料として無償で引取った。 その他の廃棄物については、管理型最終処分場に搬入し、埋め立て処分を行った。	
4) 実施期間	着手日 2013年 5月 10日
	完了日 2013年 7月 31日
2. 出えん申請額	
1) 事業実績額(税込)	9,800,000円
2) 出えん申請額(税込)	7,840,000円

出えん申請の
準備

事業完了報告書の
作成

事業実績額明細書
の作成

出えん申請書の
作成・提出

<目的>

- ・ 出えん申請書に添付するため、完了した事業について報告書を取りまとめる

<提出方法>

- ・ 出えん申請書に添付する

<その他>

- ・ 複数年に亘る事業の完了報告は、3月末までの実績を記載する

<項目説明>

1. 実施概要

- 1) 不法投棄等の場所 . . . 不法投棄等がされた住所を記載
- 2) 撤去・処理した使用済自動車等の種類及び量 . . . 使用済自動車、解体自動車、特定再資源化等物品その他自動車由来の廃棄物について処理量等を記載
- 3) 講じた措置の内容 . . . 根拠法令、撤去方法、再資源化等処理方法（対象物品毎）を記載
- 4) 実施期間 . . . 着手日及び完了日を記載

2. 出えん申請額

- 1) 事業実績額 . . . 出えんの対象となる事業実績の総額を記載
- 2) 出えん申請額 . . . 事業実績額の8割を上限として記載

<添付資料>

記載内容の詳細を示す以下の資料（書式は任意）を添付する

- 1) 撤去車両一覧
（車名、通称名、車台番号、リサイクル券番号、リサイクル料金を記載）
- 2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）処理重量集計一覧表
- 3) 現場写真

<解体自動車及び3物品の引取り・再資源化をセンターに委託する場合>

事業完了報告書の記入例を巻末に記載しています。57ページ参照

出えん申請の
準備

事業完了報告書の
作成

事業実績額明細書
の作成

出えん申請書の
作成・提出

<記入例2:100台未満の事案>・・・巻末に提出された書類を例示しています。ご参照ください。

事業完了報告書(中小規模事案)	
1. 実施概要	
1)不法投棄等の場所	〇〇区〇〇町1-2-3
2)判明時期	平成〇〇年〇月
3)投棄実行者	不明
4)撤去・処理した使用済自動車等の種類及び量	
使用済自動車	2台
解体自動車	0台
特定再資源化等物品	
フロン	0Kg
エアバック	0個
ASR	t
その他の自動車由来の廃棄物	t
5)講じた措置の内容	
<p>[根拠法令] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の4第1項、7第1項に基づき、以下の措置を講じた。</p> <p>[撤去方法] クレーン車両による引き上げ、4tユニック車により引取業者まで運搬した。</p> <p>[再資源化等処理方法] 使用済自動車については、自動車リサイクル法登録・許可業者にて、廃車時預託手続きを実施し、自動車リサイクル法により適正に処理を実施した。</p> <p>[再発防止策] ホームページ・広報誌にて不法投棄防止の啓発記事を掲載した。 不法投棄禁止看板を設置した。</p>	
6)実施期間	着手日 2013年 7月 22日
	完了日 2013年 7月 22日
2. 出えん申請額	
1)事業実績額(税込)	80,000円
2)出えん申請額(税込)	64,000円

出えん申請の
準備

事業完了報告書の
作成

事業実績額明細書
の作成

出えん申請書の
作成・提出

<目的>

- ・ 出えん申請書に添付するため、完了した事業について報告書を取りまとめる

<提出方法>

- ・ 出えん申請書に添付する

<その他>

- ・ 事業実績額明細書は、該当年度3月末までの実績を記載する

<項目説明>

1. 実施概要

- | | | |
|-------------------------|-----|---|
| 1) 不法投棄等の場所 | ・・・ | 不法投棄等がされた住所を記載 |
| 2) 判明時期 | ・・・ | 覚知した時期を記載 |
| 3) 投棄実行者 | ・・・ | 投棄実行者を記載
(不明の場合は、不明と記載) |
| 4) 撤去・処理した使用済自動車等の種類及び量 | ・・・ | 使用済自動車、解体自動車、特定再資源化等
物品その他自動車由来の廃棄物について処理量
等を記載 |
| 5) 講じた措置の内容 | ・・・ | 根拠法令、撤去方法、再資源化等処理方法
(対象物品毎)、再発防止策を記載 |
| 6) 実施期間 | ・・・ | 着手日及び完了日を記載 |

2. 出えん申請額

- | | | |
|-----------|-----|---------------------|
| 1) 事業実績額 | ・・・ | 出えんの対象となる事業実績の総額を記載 |
| 2) 出えん申請額 | ・・・ | 事業実績額の8割を上限として記載 |

<添付資料>

記載内容の詳細を示す以下の資料（書式は任意）を添付する

- | | | |
|------------------|-----|---------------|
| 1) 現状図 | ・・・ | 公告に添付されていない場合 |
| 2) 措置命令書又は公告の写し | ・・・ | 巻末サンプル参照 |
| 3) 現場写真（撤去前、撤去後） | | |

出えん申請の
準備事業完了報告書の
作成事業実績額明細書
の作成出えん申請書の
作成・提出

3. 「事業実績額明細書」の作成

＜記入例1:100台以上の事案＞

別表						
事業実績額明細書						
1. 費用区分	対象類別	単位	数量	単価(円)	金額(円)	備考
撤去費 計画準備費	タイヤショベル	日	40	60,000	2,400,000	精算表より 2台×20日
	油圧ショベル	日	40	50,000	2,000,000	2台×20日
	重機往復運搬費	台	2	40,000	80,000	
	仮設資材費	式	1	500,000	500,000	
	現場管理費	式	1	980,000	980,000	
	仮設道路整備費	式	1	1,250,000	1,250,000	
	小計				7,210,000	
処理費	廃自動車運搬費	台	17	50,000	1,250,000	精算表より 15台/回×17
	移動式クレーン車	回	2	60,000	120,000	
	大・中型バス運搬費	台	3	50,000	150,000	
	自動車積込費	式	1	200,000	200,000	250台(200t)
	丸車引取費	台	97	▲20,000	▲1,940,000	金属売却益
	バス引取費	台	3	▲100,000	▲300,000	金属売却益
	廃車ガラ処理費	台	150	5,000	750,000	
	タイヤ処理費	式	1	420,000	420,000	
	リサイクル料金(丸車)	台	97	9,000	873,000	預託金実績値
	リサイクル料金(バス)	台	3	32,000	96,000	預託金実績値
	廃プラスチック処理費	式	1	730,000	730,000	
	後片付け工	式	1	500,000	500,000	
	廃車ガラ引取費	台	150	5,000	▲750,000	金属売却益
	小計				1,699,000	
その他	諸経費	式	1	401,000	401,000	
	消費税				490,000	
小計				891,000		
2. 事業実績額					9,800,000	税込

出えん申請の
準備

事業完了報告書の
作成

事業実績額明細書
の作成

出えん申請書の
作成・提出

<目的>

- ・ 事業実績額の内訳を示すため、費用区分毎に整理し、事業完了報告書の別表とする

<提出方法>

- ・ 事業完了報告書に添付する

<項目説明>

- | | | |
|----------|-----|--------------------------------|
| 1. 費用区分 | ・・・ | 撤去費、処理費、その他に分類し、以下の項目を記載 |
| 1) 対象種別 | ・・・ | 作業単位別に費用を記載 |
| 2) 単位 | ・・・ | 対象種別の単位を記載 |
| 3) 数量 | ・・・ | 必要数量を記載 |
| 4) 単価 | ・・・ | 単位毎の単価を記載
(見積比較表、単価調書等から転記) |
| 5) 金額 | ・・・ | 数量×単価を記載 |
| 6) 備考 | ・・・ | 転記元や算出方法等を記載 |
| 2. 事業実績額 | ・・・ | 金額欄の合計値を記載 |

<添付資料>

記載内容の詳細を示す以下の資料（書式は任意）を添付する

- 1) 精算表
 - 2) 委託契約書（写し）
 - 3) 産業廃棄物管理票「産廃マニフェスト」E票（写し）
 - 4) 領収書等
 - 5) 有価金属の売却額を示す証憑
- ・・・売却を行った場合

<解体自動車及び3物品の引取り・再資源化をセンターに委託する場合>

事業実績額明細書の記入例を巻末に記載しています。58ページ参照

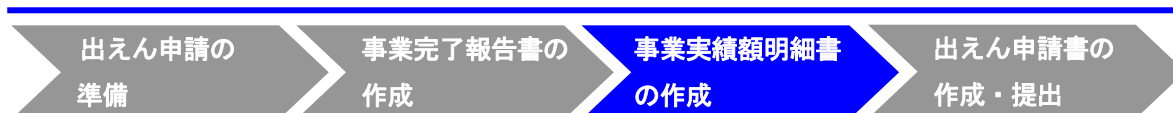
出えん申請の
準備事業完了報告書の
作成事業実績額明細書
の作成出えん申請書の
作成・提出

<記入例2:100台未満の事案>・・・巻末に提出された書類を例示しています。ご参照ください。

別表

事業実績額明細書(中小規模事案)

1. 費用区分	対象類別	単位	数量	単価(円)	金額(円)	備考
撤去費 計画準備費	撤去作業					
	労務費	人工	2	10,500	21,000	
	重機費	日	0.5	30,000	15,000	
	運搬費	日	0.5	20,000	10,000	
	その他諸経費	式	1	25,000	20,000	伐採等
	小計				71,000	
処理費	リサイクル料金	台	1	9,000	9,000	普通自動車
	小計				9,000	
その他	消費税				6400	
	小計				0	
2. 事業実績額					86,400	税込



<目的>

- ・ 事業実績額の内訳を示すため、費用区分毎に整理し、事業完了報告書の別表とする

<提出方法>

- ・ 事業完了報告書に添付する

<項目説明>

- | | |
|----------|---|
| 1. 費用区分 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 撤去費、処理費、その他に分類し、以下の項目を記載 1) 対象種別 2) 単位 3) 数量 4) 単価 5) 金額 6) 備考 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 作業単位別に費用を記載 ・ ・ ・ 対象種別の単位を記載 ・ ・ ・ 必要数量を記載 ・ ・ ・ 単位毎の単価を記載
(見積比較表、又は見積書から転記) ・ ・ ・ 数量×単価を記載 ・ ・ ・ 転記元や算出方法等を記載 |
| 2. 事業実績額 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 金額欄の合計値を記載 |

<添付資料>

記載内容の詳細を示す以下の資料（書式は任意）を添付する

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| 1) 見積り比較表又は見積書 | |
| 2) 委託契約書（写し） | ・ ・ ・ 巻末サンプル参照 |
| 3) 請求書等 | |
| 4) リサイクル券B券（写し） | ・ ・ ・ 使用済自動車の場合 |
| 5) 産業廃棄物管理票「産廃マニフェスト」E票（写し） | ・ ・ ・ 解体自動車等の場合 |
| 6) 有価金属の売却額を示す証憑 | ・ ・ ・ 売却を行った場合 |

出えん申請の
準備

事業完了報告書の
作成

事業実績額明細書
の作成

出えん申請書の
作成・提出

4. 「不法投棄等対策支援事業出えん申請書」の作成・提出

<記入例>

2013年9月1日

公益財団法人自動車リサイクル促進センター
再資源化支援部 御中

リサイクル市長 促進 太郎 印

不法投棄等対策支援事業出えん申請書

「〇〇地区使用済自動車等不法投棄事案」について、支障の除去等の措置を完了いたしましたので、不法投棄等対策支援事業要綱第7条の規定により、以下のとおり申請します。

不法投棄等対策支援事業出えん申請額 : 7,840,000円(税込)

1. 振込先

1	金融機関名	自動車リサイクル銀行
2	支店名	浜松町支店
3	口座の種類	普通
4	口座番号	1234567
5	口座名義	リサイクル市 会計管理者 促進 太郎

2. 担当部署

部署名	廃棄物指導課		
責任者名	山田 太郎	役職名	課長
担当者名	田中 次郎	役職名	主事
住所	〒000-0000 リサイクル市中央1-1-1		
電話番号	000-123-5678		
E-mail アドレス	xxx@recyclecity.xx.jp		

以上



<目的>

- ・ 完了した事業について出えん申請書を取りまとめ、提出する

<その他>

- ・ 複数年に亘る事業の出えん申請は、3月末までの実績を記載する

<項目説明>

事案名	・ ・ ・	事案名を記載
出えん申請額	・ ・ ・	事業完了報告書の出えん申請額を転記
1. 振込先	・ ・ ・	出えん金受領口座の情報を記載
2. 担当部署	・ ・ ・	本事業の担当部署、連絡先を記載

<提出期限>

- ・ 事業完了翌年度4月20日迄に申請する
- ・ 使用済自動車若しくは解体自動車が1事案あたり100台未満の事案も同じ
まとめて年1回の出えん申請書提出も可能
- ・ 複数年に亘る事業の場合、当該年度実施分（3月末実績）を、翌年度4月20日迄に申請する

第5章 出えん金の受領と責務

第5章では、出えん金の受領、その後の地方公共団体の責務について説明します。

1. 出えん金の受領

1) 不法投棄等対策支援事業出えん額決定連絡書の受領

出えん申請を行った地方公共団体は、出えん額決定の通知を受けます。

<不法投棄等対策支援事業出えん額決定連絡書>

2013年9月30日
リサイクル市長 促進 太郎 様
公益財団法人自動車リサイクル促進センター 再資源化支援部
不法投棄等対策支援事業出えん額決定連絡書
「〇〇地区使用済自動車等不法投棄事業」の出えんについては、以下のように決定いたしましたので、不法投棄等対策支援事業要綱第9条の規定により通知します。
不法投棄等対策支援事業出えん額 : <u>7,840,000円(税込)</u>
なお、当該不法投棄等対策支援事業出えん金は、2013年10月30日に指定口座へ振込も予定です。
以上

2) 出えん額の入金確認

センターは、原則出えん申請書を受領した日の翌月末日迄に、出えん金を指定の口座へ振り込みます。

出えん申請を行った地方公共団体は、出えん額決定連絡書に記載された振込予定日に、出えん金の入金を確認します。

出えん金の受領

責務

2. 責務

1) 費用求償

出えんを受けた地方公共団体は、事業完了後5年間、廃棄物処理法第19条の7第5項又は同法第19条の8第5項において準用する行政代執行法第5条及び第6条に基づき、原因者等に対して費用求償を行います。

原因者等から費用を回収した際は、センターに報告のうえ、出えんの比率に応じた金額をセンターに返還します。

2) 書類及び証憑等の保管

出えんを受けた地方公共団体は、事業に係る書類及び証憑を事業完了後5年間保管します。

第6章 引取り・再資源化等の委託

本章では、地方公共団体が支障の除去等の措置の実施にあたり、解体自動車等の処理をセンターに委託する場合の手続きについて説明します。

引取り・再資源化等の委託

解体自動車等の撤去・引渡し

委託料金の支払い

1. 引取り・再資源化等の委託

1) 引取り・再資源化等見積依頼書の作成・提出

撤去後の解体自動車の再資源化等をセンターに委託する場合に、作成、提出します。

<引取り・再資源化等見積依頼書>

2012年9月1日			
公益財団法人自動車リサイクル促進センター 再資源化支援部 御中			
リサイクル市長			促進 太郎 印
引取り・再資源化等見積依頼書			
不法投棄等対策支援事業要綱第12条の規定により、以下の解体自動車等の引取り・再資源化等に係る費用について見積りをお願いいたします。			
1. 再資源化等の対象			
1) 場所	〇〇区〇〇町1-2-3		
2) 解体自動車等の種類及び量			
解体自動車	150台		
特定再資源化等物品			
フロン	0Kg		
エアバッグ	0個		
ASR	20t		
その他の自動車由来の廃棄物	10t		
3) 現場の状況			
道幅の狭い林道の奥にある土地で、一部傾斜があり、大型車両での撤去は困難撤去に際し、現場にて対象物の分別が可能			
2. 担当部署			
部署名	廃棄物指導課		
責任者名	山田 太郎	役職名	課長
担当者名	田中 次郎	役職名	主事
住所	〒000-0000 リサイクル市中央1-1-1		
電話番号	000-123-5678		
E-mail アドレス	xxx@recyclecity.xx.jp		

引取り・再資源化
等の委託

解体自動車等の
撤去・引渡し

委託料金の支払い

<目的>

- ・ センターに再資源化等を委託するため、委託費の積算根拠となる情報を提供し、委託費用の見積りを依頼する

<提出方法>

- ・ 郵送

<項目説明>

1. 再資源化等の対象

- | | | |
|-----------------|-------|--------------------------------------|
| 1) 場所 | . . . | 不法投棄等がされた住所を記載 |
| 2) 解体自動車等の種類及び量 | . . . | 解体自動車、特定再資源化等物品、その他自動車由来の廃棄物について量を記載 |
| 3) 現場の状況 | . . . | 状況、地形及び周辺環境を記載 |

- | | | |
|---------|-------|-----------------|
| 2. 担当部署 | . . . | 本事業の担当部署、連絡先を記載 |
|---------|-------|-----------------|

引取り・再資源化
等の委託

解体自動車等の
撤去・引渡し

委託料金の支払い

2) 引取り・再資源化等見積額通知書の受領

見積りを依頼した地方公共団体は、センターより見積結果の通知を受領します。

<引取り・再資源化等見積額通知書>

2012年10月20日

リサイクル市長 促進 太郎 様

公益財団法人自動車リサイクル促進センター
 再資源化支援部

引取り・再資源化等見積額通知書

不法投棄等対策支援事業要綱第12条の規定により、依頼を受けた引取り・再資源化等に係る費用の見積結果を通知します。

見積金額 : 4,042,500円(税込)

<見積額明細>

費用区分	対象類別	単価	数量	単価(円)	金額(円)	備考
引取り・再資源化等	廃自動車運搬費	台	15	50,000	750,000	10台/回
	自動車等積込費	式	1	200,000	200,000	
	廃車ガラ処理費	台	150	5,000	750,000	150台
	タイヤ処理費	式	1	620,000	620,000	(120t)
	廃プラスチック処理費	式	1	930,000	930,000	
	小計				3,250,000	
その他	管理費	式			300,000	センター委託費
	事務費等	式			300,000	
	消費税				192,500	
	小計				792,500	
見積額					4,042,500	税込

*本見積書の有効期限は2013年3月31日まで

以上

引取り・再資源化等
の委託

解体自動車等の
撤去・引渡し

委託料金の支払い

2. 解体自動車等の撤去・引渡し

1) 引取り・再資源化等に関する委託契約の締結

不法投棄対策支援事業（4号業務）出えん要請書を提出した地方公共団体は、不法投棄対策支援事業出えん予定額決定連絡書を受領後、センターと委託契約を締結します。

2) センターへの引渡し

センターと委託契約を締結した地方公共団体は、不法投棄対策支援事業（4号業務）による措置を実施し、撤去した解体自動車等をセンターへ引き渡します。

引取り・再資源化等
の委託解体自動車等の
撤去・引渡し

委託料金の支払い

3. 委託料金の支払い

1) 引取り・再資源化等委託料金請求書の受領

解体自動車等の引取り・再資源化等を委託した地方公共団体は、センターより「引取り・再資源化等委託料金請求書」を受領します。請求書に記載されている金額及び振込日等を確認のうえ、支払い手続きを進めます。

なお、引取り・再資源化等委託料金請求書は、4号業務のうえん申請時に添付する証憑となります。

<引取り・再資源化等委託料金請求書>

2013年 7月 15日	
リサイクル市長 促進 太郎 様	公益財団法人自動車リサイクル促進センター 再資源化支援部
引取り・再資源化等委託料金請求書	
<p>不法投棄等対策支援事業要綱第13条の規定により、委託を受けた解体自動車等の引取り・再資源化等が完了したことを通知します。</p> <p>本委託業務に掛かった費用を以下のとおり請求いたします。8月30日までに、指定の口座へお振込みください。</p>	
請求金額 : 4,042,500円(税込)	
<振込先>	
1 金融機関名	〇〇銀行自動車リサイクル銀行
2 支店名	××支店
3 口座の種類	普通
4 口座番号	1234567
5 口座名義	デザイン&カンパニィ自動車リサイクル促進センター サインゲン サンゴウガキ (財)自動車リサイクル促進センター 再資源 3-5号口
以上	

2) 支払い

「引取り・再資源化等委託料金請求書」を受領した地方公共団体は、振込日までに請求金額をセンターが指定する口座に振込みます。

本手引書は、「不法投棄等対策支援事業」について理解を深める一助となりましたでしょうか。
公益財団法人自動車リサイクル促進センターでは、センターHPにて不法投棄等対策支援事業に関する情報等を公開しています。本手引書とともにご活用ください。

<http://www.jarc.or.jp/recycle/unlawfuldumping/>

また、事業についてご不明な点等ございましたら公益財団法人自動車リサイクル促進センター再資源化支援部までお問い合わせください。

参考 申請書類サンプル

2013年9月に申請を受付けた中小規模事案および引取り・再資源化の申請書類をサンプルとして掲示しています。


2. 事業完了報告書

事業完了報告書（中小規模事業）	
1. 実施概要	
1) 不法投棄等の場所	■■■■■ 地内（詳細別紙のとおり）
2) 撤去・処理した使用済自動車等の種類及び量	
使用済自動車	1台
解体自動車	台
特定再資源化等物品	
フロン	Kg
エアバック	個
ASR	t
その他の自動車由来の廃棄物	t
3) 講じた措置の内容	
<p>【撤去法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の4第1項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の7第1項</p> <p>【撤去方法】 クレーン車等による引き上げ、4tユニック車による引取業者への運搬</p> <p>【再資源化等処理方法】 自動車リサイクル法に基づく処理</p> <p>【再発防止策】 ・ホームページ・広報誌にて不法投棄防止の啓発記事を掲載 ・不法投棄防止用監視カメラ（ダミー）を購入し、希望する町内会に貸与 ・不法投棄禁止看板の設置</p>	
4) 実施期間	
	着手日 平成25年 ■月 22日
	完了日 平成25年 ■月 22日
2. 出えん申請額	
1) 事業実績額	151,000円
2) 出えん申請額	120,800円

3. 事業実績額明細書

別表 事業実績額明細書（中小規模事業）						
1. 費用区分	対象種別	単位	数量	単価(円)	金額(円)	備考
撤去費 計画準備費	撤去作業					
	・労務費	人工	2	■■■■円	■■■■円	・玉掛業務
	・重機費	日	0.5	■■■■円	■■■■円	・ラフタークレーン10t
	・運搬費	日	0.5	■■■■円	■■■■円	・4tユニック車
	・人員道具運送車	台	1	■■■■円	■■■■円	・Wピックアップ
	・その他諸経費	式	1	■■■■円	■■■■円	・雑草・樹木等の支障の除去
	小計				126,000円	
処理費	・自動車リサイクル料金	台	1	■■■■円	■■■■円	・リサイクルに際し必要な車両の清掃代金(絡まったツタ・樹木の除去・泥落とし等)
	・諸経費	台	1	■■■■円	■■■■円	
	小計				25,000円	
その他						
	小計					
2. 事業実績額					151,000円	

5. 委託契約書



不法投棄自動車の引き上げ及び運搬業務委託契約書

■■■■■（以下「甲」という。）と■■■■■株式会社（以下「乙」という。）とは、■■■■■地内に投棄された普通乗用車（以下「車両」という。）の引き上げ及び運搬業務（以下「業務」という。）の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、業務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

2 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、同法施行令（昭和46年政令第300号）、同法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）（以下「法令」という。）及び■■■■■市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定を守り、委託業務を実施しなければならない。

（業務の実施基準）

第2条 乙は、甲の指示する車両について、安全かつ適正に当該車両の引き上げを実施し、甲の指示する施設まで運搬するものとする。

2 乙は、当該車両の引き上げに際し、雑草等により業務の実施に支障が生じる場合は、甲が必要と認める範囲において当該支障の除去を行うものとする。

3 乙は、前二項の業務を実施しようとするときは、作業に従事する者の安全確保に必要な措置を自ら講じるとともに、第三者又は第三者の所有物に損害を与えることのないよう善良な管理者の注意をもって、業務を行わなければならない。

4 甲は、乙が業務を実施しようとするときは、予め警察、消防、その他関係機関に対し必要な申請を行うものとする。

（委託期間）

第3条 委託業務の契約期間は、本契約の締結の日から平成25年■■■■月22日までとする。

（委託料の支払）

第4条 委託業務の委託料は、全■■■■、000円（内、消費税額■■■■円を含む。）とする。

2 乙は、委託業務が完了したときは、業務完了の日から10日以内に甲に対し請求するものとする。

3 甲は、乙より委託料の請求を受けたときは、請求のあった日から20日以内に乙に対し支払うものとする。

4 甲は、乙が正当な理由がなく第1条及び第2条に定める業務及び基準を完全に実施していないと認めるときは、乙に支払うべき委託料を減額することができる。

（再委託等の禁止）

第5条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。

（金品等の請求禁止）

第6条 乙は、業務の実施にあたって、甲の指示なく第三者に対して、金品等を請求してはならない。

（損害賠償責任）

第7条 乙は、次のいずれかの事由が生じたときには、甲の責任に帰すべき原因による場合を除き、直

- ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。
- (1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
 - (2) 次条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときには、いつでもこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が法令に定める基準に適合しなくなったとき。
 - (2) 乙が契約の違反その他不信任行為により、甲がこの契約を実施することが不相当と認められたとき。
 - (3) 乙が破産の宣告を受けたとき。
 - (4) 乙またはその役員、若しくは従業員が契約期間内に■■■■市暴力団排除条例（平成24年■■■■市条例第1号）第2条各号に該当する者及び■■■■県暴力団排除条例に関する規則（平成23年■■■■県公安委員会規則第2号）第3条各号に該当する者（以下「暴力団等」という。）であることが判明したとき。
 - (5) 乙が契約期間内に契約に関して暴力団等から不当な介入を受けたにもかかわらず市への報告及び警察への届出をしていないことが判明したとき。
 - (6) その他甲の都合により、この契約を解除する必要が生じたとき。
- 2 乙は、この契約を解除しようとするときは、文書をもって甲にその旨を申し出なければならない。

(協議)

第9条 この契約に定めのない事項については、甲、乙双方協議のうえ処理するものとする。

(契約履行の原則)

第10条 甲及び乙は、信義、誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年■■月17日

甲



乙



引取り・再資源化

1. 事業計画書 計画概要の記入例

2. 計画概要

1) 講じようとする措置の内容

[根拠法令]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8第1項の規定に基づき、以下の措置を講ずる。

[撤去方法]

現場は、道幅の狭い林道の奥にある土地であることから、運搬車両及び撤去のための重機が進入できるよう、進入路を整備したうえで、車両運搬車にて現場より撤去する。

撤去に際し、現場にて対象物の分別が可能であるため、使用済自動車、解体自動車、指定再資源化等物品、自動車由来の廃棄物に分別したうえで、撤去する。

[処理方法]

使用済自動車(丸車) : 市内の自動車リサイクル法に基づく登録・許可業者にて、処理を実施。

解体自動車(廃車ガフ) : 産廃マニフェストを発行のうえ、JARCに再資源化等処理を委託する。
JARCは破砕後、磁力選別を行い、有価金属を回収。その他については、管理型最終処分場に搬入し、埋め立て処分する。

フロン類・エアバッグ類 : 撤去後、JARCに再資源化等処理を委託する。

自動車由来の廃棄物 : タイヤについては、タイヤ破砕の許可業者にて破砕後、タイヤチップとして売却する。

2) 実施予定時期

着手予定 2014年 8月

完了予定 2014年 10月

3) 再発防止策

現場については、車両の進入を防止する仮設柵を設置する。

類似の事案の発生を防止するため、自動車関連業者への監視・指導の強化、不法投棄・放置車両に対する監視・指導を強化する。

不法投棄・放置車両に関する通報窓口を設置する。

3. 出えん要請額

1) 事業計画額(税込)	12,320,000円
2) 出えん要請額(税込)	9,856,000円

4. 担当部署

部署名	廃棄物指導課		
責任者名(役職)	山田 太郎	役職名	課長
担当者名(役職)	田中 次郎	役職名	主査
住所	〒000-0000 A県M市中央1-1-1		
電話番号	000-123-5678		
E-mail アドレス	tanaka@a.pref.jg.jp		

2. 事業計画額明細書 解体自動車等再資源化費用の記入例

別表						
事業計画額明細書						
1. 費用区分	対象類別	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
撤去費 計画準備費	タイヤショベル	40	日	60,000	3,000,000	見積比較表、単価調書より 2台×25日
	油圧ショベル	40	日	50,000	2,500,000	2台×25日
	重機往復運搬費	2	台	40,000	80,000	トレーラー
	仮設資材費	1	式	500,000	500,000	現場事務所等
	現場管理費	1	式	1,110,000	1,110,000	交通整理・警備
	小計				7,190,000	
処理費	廃自動車運搬費	25	台	50,000	1,250,000	見積比較表、単価調書より 4台/回×25
	移動式クレーン車	3	回	60,000	180,000	
	大中型バス運搬費	3	台	50,000	150,000	トレーラー
	自動車積込費	1	式	200,000	200,000	100台(200t)
	丸車引取費	97	台	▲12,000	▲1,164,000	金属売却
	バス引取費	3	台	▲80,000	▲240,000	金属売却
	解体自動車等 再資源化等費用	1	式	500,000	500,000	JARC委託分(税込)
	タイヤ処理費	1	式	620,000	620,000	
	リサイクル料金(丸車)	97	台	12,000	1,164,000	預託金平均値
	リサイクル料金(バス)	3	台	40,000	120,000	預託金平均値
	後片付け工	1	式	600,000	600,000	
小計				3,380,000		
その他	諸経費	1	式	1,000,000	1,000,000	
	消費税				885,600	
	小計				1,885,600	
2. 事業計画額					12,455,600	税込

3. 事業完了報告書

1. 実施概要 3) 講じた措置の内容の記入例

事業完了報告書	
1. 実施概要	
1) 不法投棄等の場所	A県M市〇〇区□△町1-2-3
2) 撤去・処理した使用済自動車等の種類及び量	
使用済自動車	95台
解体自動車	20台
特定再資源化等物品	
フロン	ボンベ1本(0Kg)
エアバック	80個
ASR	4t
その他の自動車由来の廃棄物	8t
3) 講じた措置の内容	
<p>[根拠法令] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8第1項の規定に基づき、以下の措置を講じた。</p> <p>[撤去方法] 現場にて使用済自動車、解体自動車、指定再資源化等物品、その他自動車由来の廃棄物に分別し、運搬車にて現場より撤去した。解体自動車については、再資源化支援部に処理を委託。使用済自動車及び処理に伴って生じた廃棄物を除いては、搬出時に産業廃棄物管理表を交付し、搬出した。</p> <p>[再資源化等処理方法] 使用済自動車については、自動車リサイクル法登録・許可業者にて、廃車時預託手続きを実施し、自動車リサイクル法により適正に処理を実施した。 解体自動車及び3物品については、JARCに再資源化等処理を委託し、廃棄物処理法に基づき処理を実施した。 有価金属は、市内の破砕業者に有価売却した。 タイヤについては、中間処理施設にて破砕処理し、製紙会社が燃料として無償で引取った。 その他の廃棄物については、管理型最終処分場に搬入し、埋め立て処分を行った。</p>	
4) 実施期間	
	着手日 2014年 8月 10日
	完了日 2014年 10月 30日
2. 出えん申請額	
1) 事業実績額(税込)	9,403,800円
2) 出えん申請額(税込)	7,523,040円

4. 事業実績額明細書 解体自動車等再資源化費用の記入例

別表						
事業実績額明細書						
1. 費用区分	対象類別	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
準備費	タイヤシヨベル	40	日	50,000	2,000,000	精算表より 2台×20日
	油圧シヨベル	40	日	40,000	1,600,000	2台×20日
	重機往復運搬費	2	台	40,000	80,000	
	仮設資材費	1	式	350,000	350,000	
	現場管理費	1	式	780,000	780,000	
	小計				4,810,000	
撤去・処理費	廃自動車運搬費	17	台	50,000	1,250,000	精算表より 5.6台/回×17
	移動式クレーン車	2	回	60,000	120,000	
	大・中型バス運搬費	3	台	50,000	150,000	
	自動車積込費	1	式	200,000	200,000	90台(120t)
	丸車引取費	87	台	▲5,000	▲435,000	金属売却益
	バス引取費	3	台	▲20,000	▲60,000	金属売却益
	解体自動車等 再資源化等費用	1	式	500,000	500,000	JARC委託分
	タイヤ処理費	1	式	420,000	420,000	
	リサイクル料金(丸車)	87	台	9,000	783,000	預託金実績値
	リサイクル料金(バス)	3	台	32,000	96,000	預託金実績値
	後片付け工	1	式	500,000	500,000	
	小計				3,524,000	
その他	諸経費	1	式	401,000	401,000	
	消費税				668,800	
小計				1,069,800		
2. 事業実績額					9,403,800	税込

自動車リサイクル法 不法投棄等対策支援事業手引書

2009年 2月27日 第1版発行

2012年 8月 1日 第2版発行

2014年 4月 1日 第3版発行

2015年 1月23日 第4版発行

2020年 1月22日 第5版発行

発行者 公益財団法人自動車リサイクル促進センター 再資源化支援部

〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館 11F

電話 03(5733)8302

FAX 03(3438)1602

shienbu3-6@jarc.or.jp

ホームページ <https://www.jarc.or.jp/>

本書の一部または全部を無断で複写、転載することを禁じます
©Japan Automobile Recycling Promotion Center